

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例等の

一部改正について

討論要旨 川村つよし議員

この条例案は、中央公民館と市内にある9つの地区公民館、文化会館、どうだん亭、合わせて12施設の施設使用料などを改定するものです。施設使用料見直しの背景として、昨今の人件費や電気代などの高騰、そして施設を利用する市民と利用しない者との「負担の公平性」を図ること、その考え方の基礎に、今年5月に策定した「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」があります。

まず、物価高騰や人件費の高騰を受けて見直しを図ることについては理解できます。しかし、タイミングの問題があると思っています。今のところ市民の所得上昇が物価高騰に追いついていないことを考えると、今は問題があります。行政機関であれば、施設使用料の値上げは市民の所得上昇を待つべきではないでしょうか。

次に、使用料算定の基本的な考え方をまとめた「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」についてです。この方針では、この議案で対象となっている12施設のほかに、拠点施設とされる東部市民センター、スカイワードあさひ、渋川福祉センター、新池交流館・ふらっとの4施設に加え、旭城、城山コミュニティセンター、7つのふれあい会館、多世代交流館いきいきが検討対象施設だと説明を受けております。

全てまとめて統一基準で考えるというのは、分かりやすく単純な考え方ですが、それは間違っていると思います。

この議案で対象となっている施設だけで考えてみますが、公民館は社会教育施設、文化会館は指定管理者により運営している施設、どうだん亭は文化財です。こうした施設の違いを全く考慮せず、単純に統一基準というのは、おかしいと言わねばなりません。特に社会教育施設である公民館については、「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」にある「受益者負担」の考え方にはなじまないと考えられます。

尾張旭市ではこれまで公民館も使用料を頂いてきた経過を考えると、さいたま市のように地区公民館は無料にしろとまでは言いませんが、社会教育施設という特性を考えると、分けて考えるべきだと、反対理由の一つとしておきます。

次に、減免規定についてです。

今回の条例案には含まれない部分ですが、第51号議案は、尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例、尾張旭市文化会館の設置及び管理に関する条例、尾張旭市どうだん亭の設置及び管理に関する条例の3つの条例の一部を改正する内容で、各条例に使用料あるいは利用料の減免規定が設けられておりま

す。この減免規定の範囲についても見直しが検討されているが、結論には至っていないと聞いています。料金は値上げします、減免は見直しを検討中ですと聞かされれば、不安を覚える団体もあるのではないかでしょうか。

値上げや減免規定の見直しについてよく聞こえてくる話は、健康都市の取組に関わる団体のもので、筋トレや自主的な健診活動は、利用料金の値上げでやりにくくなるのではないかという御意見を頂いております。減免規定は、いずれも「市長が認めれば減免できる」という内容ですが、市の目指すまちづくり、その取組に合致するものは減免しましょうという判断はあり得ると思います。

また、施設で企画される様々なサークル活動を楽しみに、外出目的にしておられる方もおられると思います。今回の9月議会の個人質問では、高齢者タクシー料金助成やその見直しの検討を図るアンケートで、外出の機会を増やすことがタクシー料金助成の目的にあるとの御説明だったと思いますが、各施設で行われているサークル活動が盛んに行われるような環境を整えることも、立派な外出支援ではないでしょうか。使用料、利用料の値上げや減免規定について、何が正解か、議論を尽くして検討する必要があるのではないかでしょうか。

ここまでお話ししたように、公民館の使用料については様々な論点があります。使用料値上げについて、市民の所得上昇を待つべき。それができないのであれば、少なくとも社会教育施設は別立てで検討すべき。減免規定の議論を先行させるべきと考えます。

また、減免規定の考え方が定まっていないことから、ほかの施設使用料に関する、第52号議案 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、第53号議案 尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての2議案についてもここで反対を表明し、討論といたします。